

2025年3月

お客さま 各位

株式会社エナキス

LPガス料金表示体系の変更について（ご案内）

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は、格別なるご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、LPガスの取引に関する法律（「液化石油ガスの保安の確保と取引の適正化に関する法律（以下、「法」）が2024年7月2日に改正され、2024年7月2日以降は新たに住宅内ガス設備について無償で工事・貸与することが禁止となりました。

さらに2025年4月2日からはLPガス料金表示体系を現行の二部料金制から三部料金制に変更し、現行は基本料金の中に含んでいる設備費用を、外出しして設備利用等料金として表示することが義務付けられます。

※参考イメージ図が裏面にあります。

法改正は、賃貸集合住宅の入居者さまからのLPガス料金の不透明で高いという問題に対し、全国のLPガス販売事業者にLPガス料金が高くなっている商習慣を是正して改善を義務付けするものです。

法改正の主旨と法令遵守から、弊社も料金表示体系を変更いたします。

これにより、2025年4月2日以降のご請求分から、住宅内貸与設備にかかる費用を設備利用等料金として表示するとともに、2025年4月2日以降に弊社と新たにLPガス供給のご契約をいただきましたお客さまには設備利用等料金をゼロで請求することになります。

なお、今回の料金表示体系の変更に伴うLPガス料金の値上げはありません。

何卒ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

弊社は今後とも法令遵守のもと、お客さまから選ばれる会社であるように事業推進してまいります。

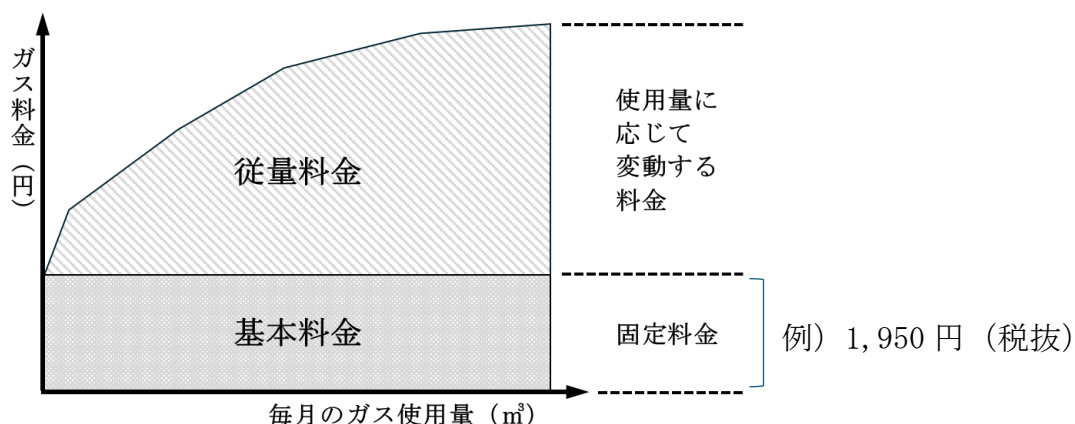
何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具

【ご参考】

現行 <二部料金制>

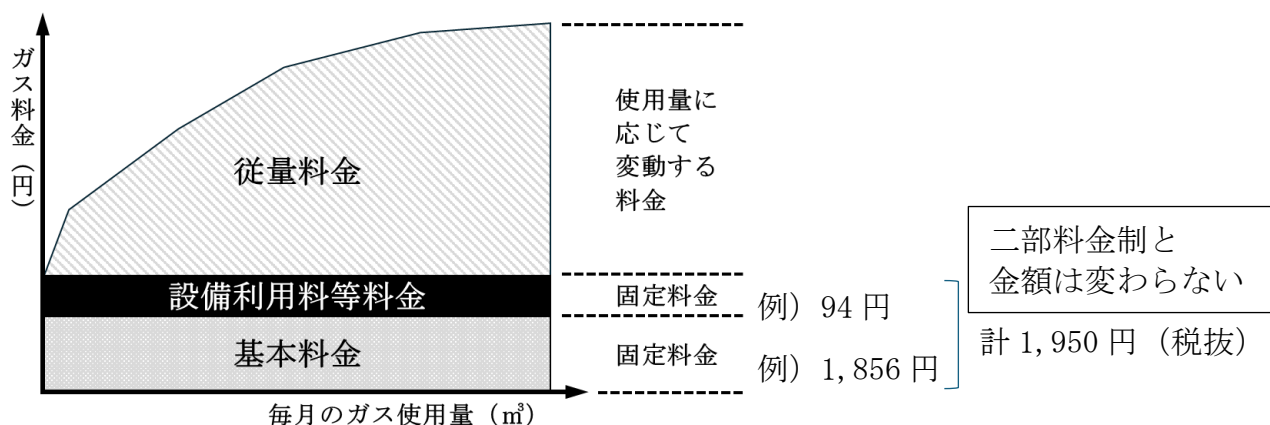
$$\text{L P ガス料金} = \text{基本料金} + \text{従量料金}$$



- 基本料金は、ガスメーター、ガス容器、調整器、高圧ホース、供給配管などのL P ガス供給設備の償却費用、保安にかかる費用、点検調査、住宅設備の償却・管理费用、通信設備の通信・管理费用、事務手数料などガスのご使用量にかかわらず、毎月一定額係る固定料金。
- 従量料金は、ご使用いただいたL P ガスの使用料に調整単位料金を掛けた料金で、調整単位料金は、L P ガス輸入価格や為替の変動に応じて変わる調整額です。

2025年4月度検針分より <三部料金制>

$$\text{L P ガス料金} = \text{基本料金} + \text{設備利用等料金} + \text{従量料金}$$



- 設備利用等料金は、二部料金制の基本料金に含まれる住宅設備の償却・管理费用を、基本料金から外出ししたもので、毎月一定額係る固定料金。

<お問合せ先>

・東北信支店	〒386-0151 上田市芳田 516-2	TEL : 0268-36-3636
・塩尻支店	〒399-0702 塩尻市広丘野村 1613	TEL : 0263-52-0672
・諏訪営業所	〒392-0131 諏訪市湖南字大曲 222	TEL : 0266-52-4353
・飯田営業所	〒399-3103 高森町下市田 2851-18	TEL : 0265-34-3121